

## 戸籍に関する証明書等の第三者請求における必要書類について

第三者が正当な理由に基づき、他者の戸籍謄本等の証明書を請求する際には、以下の書類が必要になります。

### < 個人請求の場合 >

本人確認書類	・請求者の住所、氏名が確認できる公的証明書（運転免許証、個人番号カード等） 郵送請求の場合は、上記の写しを同封してください。
権限確認書類 【代理人による請求】	・委任状（任意代理人の場合） ・後見登記等の登記事項証明書（法定代理人の場合）
必要書類 ケースに応じて 必要書類が異なる ことがございます。 詳しくは下記 までお問い合わせ ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書（戸籍に関する証明書等の請求書） 必要な戸籍の本籍地番、筆頭者氏名、対象者の氏名、申請者の氏名、申請者の住所及び具体的な請求理由や経緯等を記入してください。</li> <li>・申請者と対象者の関係が分かる書面（自署もしくは記名・押印のある契約書の写しや裁判所が交付した審判書の写し）</li> <li>・申請に至るまでの経緯が分かる一連の住民票（除票）や戸籍謄本等</li> <li>・その他、請求権があることを疎明する資料</li> </ul> <p>提出いただいた書類のみでは請求の正当性が判断できない場合、追加で資料の提出をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。</p>
手数料	郵送請求の場合は定額小為替をご購入のうえ、何も記入せず同封してください。
返信用封筒【郵送】	切手を貼り、請求者の住所登録地を送付先に指定してください。

### < 法人の場合 > 代表者が請求をする場合

本人確認書類	・請求者の住所、氏名が確認できる公的証明書（運転免許証、個人番号カード等） 郵送請求の場合は、上記の写しを同封してください。
権限確認書類	・代表権を確認することができる書面（代表者事項証明書等の登記事項証明書） 発行から3か月以内の原本が必要です。
必要書類 ケースに応じて 必要書類が異なる ことがございます。 詳しくは下記 までお問い合わせ ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍に関する証明書等の請求書 必要な戸籍の本籍地番、筆頭者氏名、対象者の氏名、申請者の氏名、申請者の住所及び具体的な請求理由等を記入してください。</li> <li>・申請者と対象者の関係が分かる書面（自署もしくは記名・押印のある契約書の写しや裁判所が交付した審判書の写し）</li> <li>・申請に至るまでの経緯が分かる一連の住民票（除票）や戸籍謄本等</li> <li>・その他、請求権があることを疎明する資料</li> </ul> <p>提出いただいた書類のみでは請求の正当性が判断できない場合、追加で資料の提出をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。</p>
手数料	郵送請求の場合は定額小為替をご購入のうえ、何も記入せず同封してください。
返信用封筒【郵送】	切手を貼り、本店の所在地を送付先に指定してください。

< 法人の場合 > 従業員が請求をする場合

本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求者の住所、氏名が確認できる公的証明書（運転免許証、個人番号カード等） 郵送請求の場合は、上記の写しを同封してください。</li> </ul>
権限確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表者の資格が確認できる書面（代表者事項証明書等の登記事項証明書） 発行から3か月以内の原本が必要です。</li> <li>・ 法人に所属していることが分かるもの 社員証、 在籍証明書、 代表者からの委任状 のうちいずれか1点 郵送請求の場合、上記 については写しを同封してください。</li> </ul>
<p><b>必要書類</b></p> <p>ケースに応じて必要書類が異なる場合がございます。詳しくは下記までお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸籍に関する証明書等の請求書 必要な戸籍の本籍地番、筆頭者氏名、対象者の氏名、申請者の氏名、申請者の住所及び具体的な請求理由等を記入してください。</li> <li>・ 自署もしくは記名・押印のある契約書の写しや裁判所が交付した審判書の写し（申請者と対象者の関係が分かるもの）</li> <li>・ 申請に至るまでの経緯が分かる一連の住民票（除票）や戸籍謄本等</li> <li>・ 営業所、事務所の所在地が確認できる書面（登記事項証明書、会社のHPのコピー、パンフレット等）</li> <li>・ その他、請求権があることを疎明する資料 提出いただいた書類のみでは請求の正当性が判断できない場合、追加で資料の提出をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。</li> </ul>
手数料	郵送請求の場合は定額小為替をご購入のうえ、何も記入せず同封してください。
返信用封筒【郵送】	切手を貼り、営業所・事務所の所在地を送付先に指定してください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

〔 荒川区戸籍住民課管理証明係 〕

電話 03 - 3802 - 3111

内線 (2355、2365)